

広島県未来チャレンジ資金

募集要項（令和6年10月）

広島県では、産業の発展に不可欠な、高度で多彩な人材を生み出すため、**大学院等専門課程で高度な知識を身につけ、「将来、広島県内企業等で働きたい！」という方に対して、修学に必要な資金を貸し付けます（無利子）。**

課程修了後9年間のうち、広島県内企業等で8年間就業していただくと、**貸付金全額の返還を免除**されます（一部返還免除もあります）。

広島県産業の発展に貢献したい！という方の応募をお待ちしています！

○受付期限 **令和6年度4次募集：令和6年11月29日〔金〕締切（当日の消印有効）**

○受付時間 **8：30～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日を除く。）**

○面接日（面接時間は申請された方に別途お知らせします。）

※WEB会議システムを用いた面接を予定しております。

対象者

大学院等専門課程^{（注1）}において、県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者^{（注2-1）}で、修了後、**広島県内企業等に就業^{（注3）}**しようとする者

※在学生も応募できます。また、現在、広島県内企業等に就業し、今後も継続して就業しようとする方も応募できます。

《その他の要件》 ※すべてを満たす必要があります

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ① 入学年の4月1日現在で40歳未満の者 | ④ 企業又は官公庁等の派遣による修学でない者 |
| ② 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者 | ⑤ 他の奨学金等を受給していない者 |
| ③ 企業又は官公庁等における実務経験を2年以上有する者 | ⑥ 過去に当該資金の貸付を受けたことがない者 |

（注1）広島県産業の発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与すると認められる次に掲げる専門職学位課程、博士課程後期、またはこれに準ずる国内外の教育機関の課程

※課程が対象となるか不明な場合は、県にご相談下さい。

対象となる課程（分野）

- 経営●応用情報技術●技術経営●ファッションビジネス●会計●産業技術●福祉マネジメント
- 景観マネジメント●デジタルコンテンツ●知的財産、その他広島県産業の発展に寄与する分野

（注2-1）将来、業務独占資格^{（注2-2）}が必要な業務を行うため、その資格取得（資格試験の受験資格、試験科目免除等を含む）に必要な知識を習得することを目的とする場合を除きます。

（注2-2）資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格のこと。

（注3）広島県内企業等に就業とは次のいずれかによるものとします。

- ① 広島県内に、本店を有する会社・主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人・主たる事務所等を置く個人事業者に就業
- ② 広島県外に、本店を有する会社・主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人・主たる事務所等を置く個人事業者の、広島県内の支店・事務所・事務所等に就業
- ③ 広島県内に、本店・主たる事業所・主たる事務所等を置いて事業を営む

広島県では、様々な分野の「強み」を生かして新たな活力を生み出していくため、これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアでモノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより新たな価値を創造していく「イノベーション」の創出により、県内産業の競争力強化を図っています。

このため、「イノベーション」の原動力となる高度で多彩な産業人材の育成に向け、イノベーション創出に寄与する知識を習得する方を支援しています。

貸付金額等

- 1 対象費用：入学金、授業料及び通学のために転居した場合の住居の賃借料（光熱水費、敷金、礼金等は除く）
※ 在学生の場合、原則、授業料のみが対象となります。
- 2 限度額：①国内 月額10万円を限度（最大360万円）
②国外 月額20万円を限度（最大720万円）
通常の修業年限より早期に修了する大学院の制度を利用する場合は、限度額が増額になる場合があります。詳しくは、県にお問い合わせください。
- 3 貸付期間：修学生に適用される修業年限内。ただし、3年間を上限。
（長期履修制度を利用する場合は、通常の修業年限までの期間となります。）

返還の免除

大学院等専門課程を修了後、9年間の内の8年間以上、県内企業等に就業した場合は貸付金の返還を全額免除します。

県内企業等への就業期間が8年未満の場合は、期間に応じて返還を一部免除する場合があります。

貸付者の決定等

書類及び面接の審査（令和6年12月中旬予定）により貸付者を決定します。

なお、貸付を受けるには、2人以上の連帯保証人が必要です。

就業確認及び成果等の状況調査

大学院在学中及び修了後8年間は、年1回実施する①就業状況の確認及び②成果等の状況調査に回答していただきます。①は広島県未来チャレンジ資金貸付規則の様式を、②は別紙をご確認ください。

資金の返還

修了等の見込みがなくなったとき、資金貸付の要件に該当しなくなったとき、貸付の中止若しくは辞退により資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸付を受けた資金の額を知事の定める日までに返還しなければなりません。

■ 申込方法

次の書類を郵送又は持参により提出してください。なお、申請者によって提出書類が異なりますので、別紙「手続き等の流れ・提出書類」を参照してください。

- ① 広島県未来チャレンジ資金貸付申請書（様式第1号）及び応募理由書（様式第2号）
- ② 目標達成に向けた計画書（ロードマップ）
- ③ 県内企業等への就業に向けたロードマップ（就職活動の計画書）（※県内企業等に就業している方で、大学院在学中又は修了時に転職・起業を考えている場合は記入すること。）
- ④ 修学する大学院等専門課程の募集要領、カリキュラムその他の修得しようとする内容が記載されたもの
- ⑤ 住民票の写し（申請日より3か月以内に発行したもの）
 - ・本籍が記載されていること。
 - ・日本国籍を有していない方は、国籍、中長期在留者・特別永住者等の区分、在留資格、在留期間が記載されていること。
 - ・個人番号（マイナンバー）・住民票コードは、省略されていること。（これらが記載されている場合は、必ずマジック等で見えないように塗りつぶすこと。）
- ⑥ 健康診断書（申請日より6か月以内に受診したもの）
- ⑦ 大学院等専門課程の入学試験に合格したことを証する書類の写し又は大学院等専門課程に在学していることが確認できる書類
- ⑧ 貸付申請書の希望貸付額欄に記載した内訳の額を証する書類
- ⑨ 連帯保証人の資格に関する調べ2名分（連帯保証人ごとに1枚記入し、証明する書類^{（注）}を添付すること。）

（注）令和5年度課税台帳記載事項証明書・源泉徴収票・固定資産評価証明書・不動産登記簿謄本全部事項証明書・預金通帳の写し等

- ⑩ 制度認知に関するアンケート

○貸付開始～返還免除までの流れ

大学院等専門課程に入学しようとする者・既に大学院等専門課程に在学している者	
貸付開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6カ月に1度、貸付金（6か月分）を振込み
↓	
入学中の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学中は、毎年8-9月に調査票に現在の状況を記載する
↓	
在学確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績証明書を用いて確認（毎年4月に提出）（秋入学者は10月に確認）
↓	
修了後の就業状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修了証明書等を用いて確認（毎年4月に提出）
↓	
修了時・就業1年目の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業1年目の現在の状況を調査票に記載する（毎年1月に提出）
↓	
就業状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書等を用いて確認。県内での8年間毎年提出。（毎年4月に提出）
↓	
就業2年日以降の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業2年目の現在の状況を調査票に記載する。県内での8年間の間毎年記載。（毎年1月に提出）
↓	
返還免除申請	<ul style="list-style-type: none"> （就業より8年経過） ・ 返還免除申請書等を提出
↓	
返還免除	<p>※手続きの流れ及び提出書類等の詳細については、「広島県未来チャレンジ資金貸付規則」及び「広島県未来チャレンジ資金に関するQ&A集」をご覧ください</p>

【応募・問い合わせ先】

広島県商工労働局産業人材課 未来人材育成グループ

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 電話 082(513)3420

Eメールアドレス syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp